壬生町政だより

40 年 8 月号

No. 80
毎月 1 回発行
発行所　栃木県壬生町役場
印刷所　株式会社　新生社

諸統計　より

人口統計	昭和40年8月1日現在	対前月比
総人口	24,149人	23人増
男	11,834人	19人〃
女	12,315人	4人〃
世帯数	4,775世帯	12世帯〃

農協合併へ大きく前進

合併推進委が具体化

壬生町五農協の合併は、昭和三十九年九月十二日に、「壬生町農協合併研究会」が発足いらい、五つの農協の役員によって、独自の合併案が検討されてきました。昭和四十年七月二十七日には農協合併研究会が発展的に解消して合併推進委員会へと本格的に具体化することとなりました。そこで今回は、農家の最も関心事である農協合併について、その必要性、利点、合併の青写真、問題点とその対策などに焦点をあててみましょう。

農協合併の必要性

私たちの町は旧壬生町稲葉村、南犬飼村の一町二カ村が合併してできた町です。合併してから丁度十年になります。

小さな地方自治体同志が合併することによって町民の福祉の向上や、施設、サービスを高めることができます。

みなさんの農協とて同じです。壬生町の五つの農協が、バラバラであるより、合併してまとまれば、今までより一層の営農指導や、金融、財務などが向上します。また事業も大きくなってくるので、有利な条件を確立することができます。

特に注目しなければならないことは、私たちの農業をとりまく条件が大きく変化しつつあることです。大きくは日本の各企業同志が合併や系列化をつよめて体質を改善し外国の企業に負けないよう努力しています。そのほか市町村の合併のように地方自治体でも、合併して大きくならなければ事業がやって行けない状態なのです。

また身近かな事では農村から都会や工場などへの労働力が大きく移動しています。農産物もなかなか高くは売れません。食生活の傾向が変ってきています。東北縦貫道路などの交通事情もまた、私たちの農業を大きく変化させることでしょう。

こうみてくると、私たちの農家と最も関係の深い農協が、この小さい町に五つもあって、個々に仕事をしていることは、いろいろの面で無駄があり、農家の力を強くすることではありません。農協合併が良いか悪いかの議論の段階はすぎ、実行する段階です

県内農協の大部分が合併の方向へ進んでいます。

また農協合併助成法が昭和四十一年三月までの合併に適用されます。農業近代化に対応した大型農協の実現、これが壬生町の農政の大きな目標の一つです。

団地形成や専門指導

資金的にも豊富

農協合併の利点

①営業指導事業の拡充強化がなされます。

・営農団地主産地形成の促進と農家の要望する専門的な営農指導ができます。

・小規模農協では、専門営農指導員の設置が困難であったが、規模が大きくなるので、専門的な営農指導員をおくことができます。

・支所にも営農指導員を駐在させますので営農指導上、不便をかけません。

②事業が拡大されるので有利な条件が確立されます。

・農産物の販売や購買品（生産、生活資材）の購入にあたって大量取引ができ、このため取引の条件が有利になります。

・事業分量が少なく採算割れの多かった加工、輸送部門なども合理化されます。

③財務が健全化し貸出しが積極化されます。

・出資金や貯金が集中しさらに外務活動によって増加を容易にし、財務活動が強化されます。また内外に対して信用を高めます。

・資金が増加するので営農改善資金、経済事業資金、生活改善資金の貸出しが十分できますし、その利息の引下げができます。

④町行政との連けいが強化されます。

・町行政と農協との連けいが一層緊密になり、皆さんの意見がより反映できるようになります。

・有線放送など一体化したものが打ち出せます。

⑤経営の合理化ができます。

・共通事務は、本所で集中管理されるので経費が節減されます。

・事務費がまとまるので事業改善の効果があがり能率が向上するので余暇を事業活動にふりむけ、組合員のサービスを改善することができます。

・業務のびん乱、不正を防止する会計組織がつくられるので、正確な事務ができます。

・固定資産や施設を遊ばせることなく、有効に利用することができます。また施設をふやし、組合員のお役に立てます。

⑥役職員の合理化

・待遇が改善されますので、優秀な人材の確保によって、事業活動の展開ができます

・職員の合理的分業ができるので担当事務に対する専門的知識や技能が高められ、事務が能率化します。

問題点とその対策

①合併して、農協利用の上で不便とならないか

合併して、農家の皆さんに不便をかけるようでは困るので、本所のほかに支所を三カ所設置して、今までの組合がやっていた業務以上の仕事を行います。貯金、貸付金、販売、共済などに力を入れます。

②合併して区域が広くなり、農協運営は支障はないか

本所、支所ともに充実した体制を確立します。合併した農協では総会と総代会の二つが採用されることになります。総代会を開く前に、部落座談会を開いて事業報告、事業計画案の説明を行ない、意見をききます

支所長、および本所の指導員は、日常組合員に接して組合員の意向をきける立場にあるので、毎月開く企画委員会で報告し対策を検討します。このように合併農協は組合員の意志を農協運営に十分反映させるように機構の上で考えています。

③合併のために増資することはないか。

定款で定める一口金額二千円未満の方がもしあれば、払込みを願いますが直接合併のために増資はいたしません。

④財務に不均こうがあって合併して損をするようなことはないか

合併による大規模経営により、財務は安定して事業活動が積極化します。

財産の調査は、第三者の県中央会で厳密に行いますので、合併によって損するようなことはない。

⑤合併農協は従来行っていた事業の一切を引きつぐのか。

不採算部門でも、本当に組合員のために必要なものであれば、合理化することによって継続して行きますから心配はありません。

経過

年月日	会議区分	会議内容
昭38. 12. 2	常勤及非常勤理事	農協合併について研究会
39. 1.10	役員・幹事	農協合併について
〃 5. 6	組合長	連絡協議会（合併について）
〃 5.25	町・組合長	合併について意見交換
〃 8.24	役員・幹事	研究会の設立準備委員会
〃 9.12	役員・幹事	農協合併研究会設立会議
〃 9.21	町・組合長・幹事	農協合併協議会
〃 11.11	役員・幹事	農協合併研究会
〃 11.24	〃	農協合併協議会
〃 11/30 12/1	研究会・協議会全員	農協合併先進地視察（埼玉県杉戸町）
40. 1. 12～13	組合長・幹事	農協合併構想の基本事項作成
〃 1.22	役員・幹事	農協合併構想の基本事項審議
〃 2.16	幹事	第一次合併構想案事業予測（41.42.43年度3ケ年間）作成
〃 3. 5	幹事	〃 〃
〃 3.24	組合長・常勤理事・幹事	〃 〃 検討
〃 〃	各組合主任職員	〃 〃 〃
〃 4. 7	幹事	第一次合併構想案作成
〃 4.14	幹事	〃
〃 5. 1	幹事	〃
〃 5.28	組合長・幹事	〃
〃 7.13	役員・幹事	構想案に対する事業専門委員会
〃 7.14	組合長・幹事	今後の運営検討
〃 7.26	組合長・幹事	推進委員会の準備会
〃 7.27	常勤非常勤役員	農協合併推進委員会設立会議

三分の一おわる

栃木県内の農協合併

昭和四十年度は、農業協同組合合併助成法にもとずく、農協合併の最終年度であり、同時に本県の農協合併促進五カ年計画のやはり最終年度にもあたります。

過去四カ年の実績は累計十五合併で、参加組合数は五十一組合となっています。

四十年に入り鹿沼市農協は合併組合数（十組合）、烏山町農協（三組合）、などを含め、農協合併助成法施行前の百八十三農協（一町村一農協の小川町、野木町、国分寺町、足尾町の四農協と、合併前に解散した足利市三和農協を除く）のうち六十四農協の合併が成立、計画の三分の一を達成しました。

県農務部、県農協中央会では助成法による合併組合に対する合併奨励金、施設整備費と赤字組合に対する合併整備資金、利子補給金などの助成措置を今年度末で打ち切るので、残る百十九組合は合併に全力をあげています。

各地に農業近代化をめざす大型農協が、続々誕生しており、各農協とも合併の実績を順調に伸しているところから、未合併農協でも同法の期限切れも手伝って、合併機運は急速に盛り上がるものとみられます。

支所の機能は従来どおり

三地区に三つの支所

次に、合併後の青写真としては、

(1)合併する組合

壬生町農業協同組合
南犬飼中央〃
南犬飼　〃
稲葉第一　〃
稲葉　〃

(2)地区の概況

農家戸数二、五五九戸
耕地面積　三四九一ha
田　一一四二ha
畑　二三三〇ha
樹園地　二九ha
山林原野　八六〇ha

組合員数

正組合員戸数　二三四一戸
準〃（個人）二九二戸
（団体）○
計　二、六三三戸

(3)役員の状況

合併後	人員					
	理事				監事	合計
	組合長	副組合長及専務	非常勤	計		
第1年度	1	4	66	71	22	93
第2年度以降	1	1	25	27	3	30

合併農協の機構は次のとおりてす

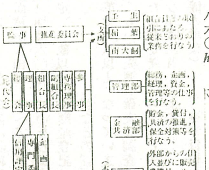
監事
推進委員会
（支所）
壬生
稲葉
南犬飼
組合員との取引にあたる従来どおりの業務を行なう
（総代会）
総会
理事
組合長
副組合長
専務理事
参事
（本所）
管理部
総務，企画，経理，資金，管理等の仕事を行なう。
金融共済部
貯金，貸付，共済の推進，保全対策等を行なう。
経済部
外部からの仕入並びに販売農機具，サービスその他経済事業関係の統括を行なう
指導部
営農生活改善組織の指導を行なう。
信用評定委員会
専門委員会
企画会議

お知らせ

ナンバー申請

こんど一二五cc～二五〇cc以上の軽自動車（市町村税分）と自動車（県税分）の標識の交付申請をする場合には、個人は住民票抄本を一部、法人は住所を証する登記抄本一部をそれぞれ申請と同時に添付して陸運事務所に提出することになりました。

これは昭和四十年九月一日から適用されます。

軍人恩給の改正

旧軍人、旧軍属として昭和二十年九月二日から引き続き海外にいた方について旧軍人の在職年を計算する場合に、同日後帰国するまでの在職期の一ケ月につき一ケ月の月数が割増されることになりました。

九月の心配ごと相談日

第一火曜日　七日　中央公民館
第二火曜日　十四日　稲葉公民館
第三火曜日　二十一日　中央公民館
第四火曜日　二十八日　南犬飼公民館

時間はいずれも十時から三時まで

論文募集

「明るく豊かな郷土栃木県建設への私の提言」のテーマで論文を募集します。

◇締切日　九月三十日
◇内容　自由です。産業、福祉、教育、文化、交通、建設、観光
◇送り先　県総務部広報課へ

九月の納税

国保税第三期分

財政事情の公表

昭和四十年度予算を中心に

「明るく、住みよい、そして豊かな郷土の建設」をモットーに町の行、財政は進められています。町の行政をすすめて行く上には、どうしても財政的裏付けが必要です。その町の財政について、町民の皆様に広く知っていただこうというのが公表の目的です。

現今の各市町村財政はとかく、赤字一歩前という自治体が多い中で、壬生町は健全財政を保っております。町の財政について町民の皆さんの深いご理解と、積極的なご協力をお願いする次第であります。

総額で二億三十三万円

40年度当初予算

昭和40年度は、町民所得の増大、福祉の増進及び教育の振興を三大主柱とし、本町振興発展の基盤ともいうべき工場誘致も順調に進み、特に玩具団地は本年四月より十一社が操業を開始いたしました。これに伴って町全体の環境衛生設備を完備すべく上水道事業、公共下水道事業、終末処理事業の特別会計を設定し、また多年の懸案であった廉かい処理事業を始めます。これら公共事業の増大と消費的経費の節減という積極的施策を取り上げ予算化いたしました。

その結果一般会計の予算の規模は二億三十三万五千円となり、昭和三十九年度当初予算を三千百五十五万四千円上まわる大型予算となりました。

特に財源の許す限度を公共事業はじめ、投資的経費に予算化したことは、年度当初から事業の計画的施行を可能にし、投資効率を高めることを期待したものです。他方これらの財源としては、地方交付税、国庫補助金、起債の見込得る額を計上いたしました。

- ◦総務費では本庁事務室改造費六〇万円、庁用自動車購入費百二十万円、壬生町総合安全会新設交通信号機外施設費六二万六千円
- ◦民生費では塵かい処理場建設費一千万円
- ◦農業費のうち農業振興負担金補助として三百三十万七千円、商工業振興補助金百六十五万四千円
- ◦土木費では県道補装負担金として百四十四万六千円、町道新設維持管理費七百三十万八千円
- ◦消防費では消防機具置場、他で四一万二千円
- ◦教育費では壬生高校建設寄附金外学区内高校建設負担金三百五三万九千円、壬生小給食室及羽小管理室工事費で百八十六万五千円、犬飼中学校外修繕費で十一万八千円、羽小敷地購入費十三万五千円。

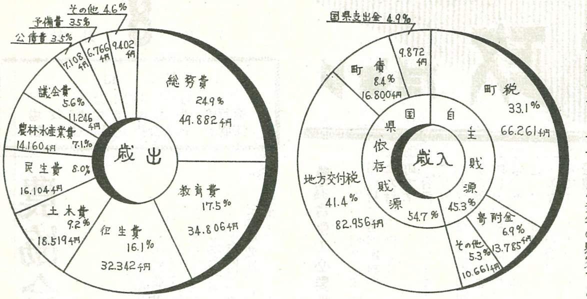

昭和40年度一般会計当初予算

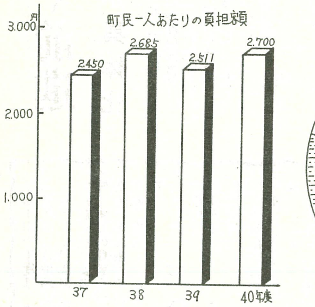

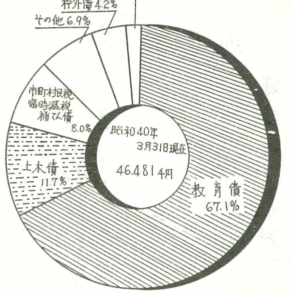

（町　債）

保険給付は7割

国保特別会計

保険法の改正により、被保険者全員七割給付が本年度から厚生省の指定を受けて実施いたしました。

これにより保険者の負担も増大いたしましたが国庫支出金は、総歳入予算額の五六・二%を占める収入を見込み、前年度より二千四百二九万七千円増額されました。一方歳出では給付のために支出される保険給付費が総歳出予算の八八%を占める六千八百九九万円と前年度を三千五百一万一千円上廻る予算を計上した。

昭和40年度国保会計当初予算

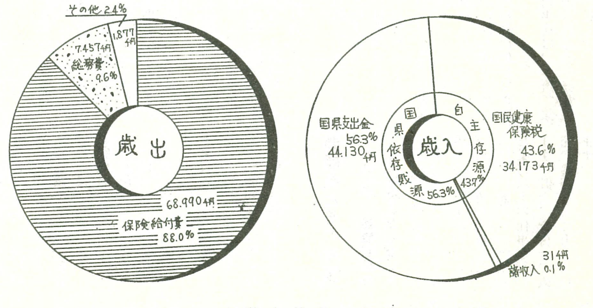

環境衛生設備へ

三つの特別会計

壬生町では、オモチャ団地、東武団地その他の建設が進んでいることを考慮に入れて、本町全体の環境衛生施設を完備すべく、継続事業として建設に着手いたしました。上水道事業（一千九百八五万五千円）公共下水道事業（七百五万二千円）終末処理事業（一千五百三十万円）を昭和四十年度より実施することになりました。この認可や実施などについては建設省厚生省、自治省に、県を通じて働きかけ市以上の事業計画を樹立したわけです。

町の下水道の通水

夏季の二ヵ月間

壬生町役場では、夏の保健衛生上の点から、壬生町大通りの下水道へ、八月十一日から十月十日までの二ヵ月間にわたり通水することになりました。

揚水ヵ所は壬生町上新町西側で、西高野用水組合（田村栄作組合長）から安い費用で揚水していきます。

八月二十日より請求開始

農地の報償制度

▽農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律という▽

すでに新聞その他でご存じのように、農地改革によって買収された地主（被買収者）と、その遺族等に対して給付金を支給する法律が施行されました。壬生町に居住する該当者の方にその概要をお知らせします。

一、給付金の支給をうける範囲

1.農地被買収者。昭和四十年三月三十一日以前に死亡した被買収者の遺族及び同日以前に解散した法人の被買収者の一般承継人。

2.農地改革によって買収された面積が（田は一〇〇%、畑は六〇%の率で算定）一畝以上であること。

3.農地改革で一畝以上買収されても一方売渡しをうけた面積がそれ以上になる方は該当しない（名儀人単位）

二、申告方法と期間

1.給付金請求書は被買収者名儀人別に提出する。

2.請求期間は昭和四十年八月二十日より昭和四十二年三月三十一日まで

3.請求書の提出先は現在の居住地市町村役場

4.請求書には次の関係書類が必要となる。

イ、買収令書

ロ、被買収者の遺族が請求者になるときは続柄の判明する戸籍の謄抄本

ハ、買収令書紛失した方は買収されたことを証する法務局発行の土地謄抄本

ニ、イ、ハ、で買収の事実が明らかにすることができないときは被買収農地調査結果通知書

三、むすび

壬生町としては、該当者のみなさんがもれなく円滑に請求が出来ますよう左記により説明会を開きますので御出席下さい。

九月四日午前十時
壬生町中央公民館

住民登録と選挙資格の

実態調査

本年も九月十五日現在で住民登録の実態調査と選挙資格調査の二つの調査を行います。調査の方法は調査員が各戸を訪問いたしますので、ご協力ください。

▽住民登録実態調査…住民登録は、皆さんの居住関係を「住民票」という公簿に記載して、役場のすべての事務の基礎資料にいたします。このほか不動産登記、各種免許申請などの証明する資料となっています。役場では確実な調査により、一層のサービスを考えております。

▽選挙資格の調査…毎年九月十五日現在で、基本選挙人名簿を作るために住民登録と一緒にやります。

基本選挙人名簿にのせる要件としては

①今年の六月十五日以前から引つづき、本町内に住所のある人

②昭和二十年十二月二十一日以前に生れた日本国民

なお次のような場合には、住所は自宅にあるのが普通です。ご注意下さい。

①病院、療養所などに入っている人

②自動車運転免許受験のために、教習所の寮に入居している人

③妻子を残して勤務地に下宿している人（出稼の人も）

消防夏季点検行う

壬生町消防団の夏季点検は、八月五日、午前八時半より、稲葉中学校々庭で壬生町管内三分団員百五十名と消防ポンプ十六台が参集して、消防長の検閲と黒川の地蔵橋下で放水訓練を実施しました。

保母試験

昭和四十年度の第一回保母試験が次の要領で実施されます。

◇試験場所
太子会館及び県立保育専門学院

◇期日
九月十六日から二十日まで

◇受付
八月二十三日から九月二日まで

くわしくは、県庁衛生民生部児童課へ。

（壬生史帖は今月は割愛させていただきます。九月号へ掲載いたします）